

企画競争説明書

(QCBS方式)

業務名称： アフリカ地域新型コロナウイルス感染拡大を受けた
保健医療施設・機材にかかる情報収集・確認調査
(QCBS)

調達管理番号： 20a00464

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

第4章 契約書（案）

注) 本案件は、電子入札システムを利用して選定する案件です。
プロポーザルの提出方法は従来通り「電子データ（PDF）」にて提出期限までに提出してください。
見積額については、別途指定した締切日時までに、電子入札システムにより送信してください。なお、見積額は別見積指示の経費を除いた本見積額のうち消費税抜きの金額となります。
詳細については「第1 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2020年11月11日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2020年11月11日

2. 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：アフリカ地域新型コロナウイルス感染拡大を受けた保健医療施設・機材にかかる情報収集・確認調査（QCBS）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

- | |
|---|
| <p>(○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、見積書において、消費税を加算して積算してください¹。</p> <p>() 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、見積書において、消費税は加算せずに積算してください。</p> |
|---|

(4) 契約履行期間（予定）：2021年2月 ～ 2022年1月

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、見積書及び契約書は消費税を加算して作成ください。

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定致します。

4. 窓口

【選定手続き窓口】

〒 102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達・派遣業務部

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者：契約第一課 中村 康子 Nakamura.Yasuko@jica.go.jp

注) プロポーザル・見積書の持参及び郵送による受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

アフリカ部 計画・TICAD 推進課

5. 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- a) 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- b) 競争開始日の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- c) 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- d) 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま
す。

1) 全省庁統一資格

令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference)を実質的に作
成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の
対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反
が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企
業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の
者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定
する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認する
ことがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作
成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全て
の社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託
契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いた
だく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格
要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

2020年12月2日（水） 12時

質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

(2) 提出先・場所

上記4. 窓口（選定手続き窓口）のとおり（outm1@jica.go.jp宛、CC: 担当：
中村 康子 Nakamura.Yasuko@jica.go.jp）

注1) 電子メールによる送付としてください。メールタイトルに、公示日、
公示案件名を必ず記載してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則と
してお断りしています。

(3) 回答方法

質問受領後、原則として4営業日以内に当機構ウェブサイト上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

(4) 説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は当機構の判断により、説明書の内容を変更する場合があります。変更は、遅くともプロポーザル提出期限の2営業日前までに当機構ウェブサイト上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

変更の内容によっては、当該変更内容を提出されるプロポーザル及び見積書に反映するための期間を確保するため、プロポーザル提出期限を延期する場合があります。

7. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2020年12月11日 12時

(2) 提出方法：

本案件は、電子入札システムを利用して選定する案件（以下「電子入札システム案件」という。）ですので、以下のとおりの対応とします。

①プロポーザル（従来と変更なし）

・プロポーザルの提出方法は、従来と同じ方法による電子データ（PDF）での提出とします。

上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

（件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」）

なお、具体的な提出方法につきましては「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及びプロポーザル・見積書の電子提出方法」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

②見積書

ア 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除いた本見積額（消費税は除きます。）を、電子入札システムで指定した締切日時（入札期限）までに電子入札システムにより送信してください。

※電子入札システムへの見積額入力期間は2021年1月14日（木）9時00分～2021年1月18日（月）17時00分とします。

イ 上記アによる競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）、別見積書（含む内訳書）一式の提供を求めます。

(3) 電子入札システム導入にかかる留意事項：

・作業の詳細については、電子入札システムポータルサイト

(<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>) をご確認ください。

- ・電子入札システム案件においては、原則上記の電子入札システムの利用による本見積額の提供を求めます。ただし、電子入札システムの利用による本見積額の提供ができない場合には、その詳細の理由とともにプロポーザル提出期限までに、JICA-Ebid@jica.go.jp まで連絡をお願いします。理由を確認の上、やむを得ない事情によるものと JICA が判断した場合は、電子入札システムを利用せず、従来の方法等による提出を認める場合があります。
(移行期の暫定的な対応)

(4) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 同一者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 3) 虚偽の内容が記載されているとき
- 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

8. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点（小数点第1位まで計算）とします。

技術評価の基準

当該項目の評価	評価点
当該項目については <u>極めて優れており</u> 、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については <u>優れており</u> 、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80~90%
当該項目については <u>一般的な水準に達しており</u> 、業務の履行が十分できるレベルにある。	70~80%
当該項目については <u>必ずしも一般的なレベルに達していないが</u> 、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60~70%
当該項目だけで判断した場合、 <u>業務の適切な履行が困難であると判断されるが</u> 、他項目の提案内容・評価によっては、 <u>全体業務は可能と判断されるレベルにある。</u>	40~60%
当該項目の評価は著しく低いものであり、 <u>他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても</u> 、本項目の評価のみをもって、 <u>業務の適切な履行が疑われるレベルにある。</u>	40%以下

評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL:

https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

この技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格とします。**なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムへの見積額入力はしないようお願い致します。**

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、技術評価点に一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

2) 価格評価

価格評価点は、見積価格が安価となるほど点が高くなります。ただし、ダンピング防止対策として、予定価格の80%を下回る見積価格については、逆に安価となるほど点が低くなります。具体的には以下の算定式により、計算します。

【見積価格が予定価格の80%を上回る場合】

(価格評価点) = [(予定価格 - 見積価格) / 予定価格] × 100 + 80

【見積価格が予定価格の80%を下回る場合】

(価格評価点) = 120 - [(予定価格 - 見積価格) / 予定価格] × 100

3) 総合評価

技術評価点と価格評価点を80:20の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

(総合評価点) = (技術評価点) × 0.8 + (価格評価点) × 0.2

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額または、電子データ(PDF)にて提出された見積書は、以下の日時に開封します。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

1) 日時: 2021年1月19日(火) 11時～

2) 場所: 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構内 電子入札システム専用PC

※不合格の場合、電子入札システムへの見積額入力はしないようお願い致します。

※電子データ(PDF)で見積書を提出した競争参加者については、上時間に開封後、機構にて電子入札システムへ見積額を代理入力します。

(4) 契約交渉権者の決定方法

総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。

総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。

最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

9. 評価結果の通知・公表と契約交渉

(1) 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2021年1月28日（木）までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開することとします。

1) 競争参加者の名称

2) 競争参加者の技術評価結果

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点（該当する場合）

3) 競争参加者の価格評価結果

見積書の見積金額及びその価格評価点を公表する。

(2) 契約交渉権者との契約交渉

評価結果の通知後速やかに、契約交渉権者との契約交渉を開始します。契約交渉権者には、契約交渉に際して、以下の資料の準備を求めます。

1) 特記仕様書（プロポーザル内容反映案）

契約交渉に際しては、まずは以下の3つの認識（イメージ）を機構と契約交渉権者で一致させることが重要であると考えています。

- 機構が意図し、企画競争説明書の特記仕様書案で提示した業務内容
- 当該特記仕様書案に基づき、契約交渉権者が理解した業務内容
- 当該業務内容の理解に基づき、契約交渉権者がプロポーザルで提案した業務内容の追加や変更（具体的な業務内容の確定を含む。）

これら認識を一致されるため、企画競争説明書の特記仕様書案に基づき、契約交渉権者のプロポーザル内容を反映させた「特記仕様書（プロポーザル内容反映案）」の提示を求めます。

なお、契約交渉の結果、本企画競争説明書に提示した特記仕様書（案）が一部変更される可能性があります。当該変更は、競争結果の公平性が損なわれない範囲に限るものとします。

2) 契約業務履行上のリスク項目

コンサルタント等契約が対象とする業務は、開発途上国において、サービスの提供先である開発途上国の政府機関と共同で事業を実施する性格を有しており、契約の履行に当たり種々の不確実性が存在します。

契約履行条件の変化や追加業務の発生があった場合は、発注者・受注者の間で、必要に応じ契約変更の可能性を含めた協議を行うこととなります。契約締結に当たって、予め、想定される「契約業務履行上のリスク」について双方で共通認識を持っておくことが、このような手続きを円滑化します。

「契約業務履行上のリスク」については、必要に応じ、契約交渉の結果を「打合簿」にて確認します。

3) 見積金額内訳にかかる資料

見積金額を積算した際の資料を用意してください（積算に当たって作成・取得済の資料のみで構いません）。当該資料には、業務従事が確定している業務従事者リスト（所属先、学歴等の情報を含む。）を含むものとします。

機構の積算と相当程度乖離する項目については、契約交渉の過程で、追加資料の提出を求める場合があります。

(3) 契約交渉の終了

契約交渉権者との間で契約業務の内容又は契約金額について合意形成ができないと機構が判断した場合、その理由を明記した文書により、契約交渉の終了を通知します。

契約交渉権者との契約交渉が終了した場合は、次順位の競争参加者に対して契約交渉を求めることはしません。ただし、類似の業務内容及び条件で、再度公示を行う場合があります。

(4) 技術評価結果の説明

技術評価の評価内容については、評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内に調達・派遣業務部契約第一課（e-propo@jica.go.jp（※アドレス変更））宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注）新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

10. 競争・契約情報の公表

本企画競争の結果及び競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイトに契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>）

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること

イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

1 1. 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、その

ような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

13. その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。

また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

この業務仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」）が実施する「新型コロナウイルス感染拡大を受けたアフリカ地域保健医療施設・機材にかかる情報収集・確認調査」に関する業務の内容を示すものです。本件受注者は、この業務仕様書に基づき本件業務を実施します。

1. 調査の背景

新型コロナウイルス感染症（以下、COVID-19）はグローバル化を背景に短期間で全世界に拡大し、2020年8月末時点での累計感染者は2,500万人、死者は84万人を超えている（WHO COVID-19 Dashboard）。アフリカ大陸においては2020年8月末時点での感染者数は125万人を超え、死亡者数は約3万人となっている（Africa CDC Dashboard）。アフリカ大陸での死亡者数は他地域と比較して多いわけではないものの、経済活動の再開に伴い感染拡大は長期化する可能性が高い。

この未曾有の健康危機に対し、菅総理は2020年9月の国連総会一般演説において、保健医療協力、人間の安全保障に一層力を入れることを表明した。これを受けJICAは、これまでの長年の協力により信頼関係を築いてきた開発途上国や開発パートナーと連帯し、開発途上国のCOVID-19への対応及びCOVID-19からの復興を支援することとしている。特に医療施設の数及び質が十分でないアフリカ地域においては中核医療施設及び感染症研究拠点の強化・ネットワーク化が重要であり、過去に日本が無償資金協力等により支援した拠点の拡充や機能高度化、新たな医療施設の整備等を通じ、感染症診断、治療体制、保健システムの強化を中期的に支援する予定である。

このような背景から、本調査においては対象国における保健医療協力をCOVID-19の影響を踏まえてレビューした上で、主に実施中および過去に協力した保健医療分野の事業の成果拡大を目的とした協力パッケージを取りまとめることとする。

2. 調査の目的と範囲

本調査は、上記1. のとおり対象国における医療施設及び医療機材の整備に関する協力パッケージ（無償資金協力、有償資金協力、技術協力の案件候補群）の形成に必要な情報を収集することを目的として実施する。

対象国は以下の22か国：

アンゴラ、ウガンダ、エチオピア、ガーナ、ギニア、ケニア、コートジボワール、コンゴ民主共和国、ザンビア、ジブチ、ジンバブエ、スーダン、セネガル、ナイジェリア、ブルンジ、ベナン、マダガスカル、マラウイ、モザンビーク、リベリア、カメルーン、ルワンダ

3. 調査実施上の留意事項

（1）調査の基本方針

1) 本調査で取りまとめる協力パッケージは、実施中及び過去に実施した事業の成果を拡大することを目的とする。コロナ禍を踏まえた対象各国及びアフリカ全

体に対する JICA 保健医療協力での位置づけを十分検討する。なお、感染症対策に限らず、母子保健、保健人材育成、保健システム強化など UHC の推進として JICA が行っている保健協力も幅広く対象とする。

- 2) 本調査で取りまとめる協力パッケージのスキームとしては主に無償資金協力のほか対象国に対する支援の効果を高めるための技術協力や有償資金協力も対象とするが、ニーズや協力可能性を具体化して整理することが最も重要であり、望ましいスキームの提案は求めるものの、既存のスキーム・サブスキームの要件に合致することや既存スキームの案件として仕立てることを必須条件とはしない。技術協力を提案する場合は、過去及び既存案件の協力アセットの活用可能性を念頭に整理する。また有償資金協力を提案する場合は対象国において有償資金協力が実施可能かを確認した上で無償資金協力との棲み分けを整理する。機材調達を検討する際には、外務省が COVID-19 対策支援として実施している「経済社会開発計画」との役割分担、相乗効果に留意する。
- 3) 協力パッケージの検討のベースとなるアフリカ地域の保健分野の実施済・実施中案件（有償・無償・技術協力）については配布資料の案件リストのとおり。無償資金協力については、案件数が多いため実施済・実施中案件のうち国内作業のレビュー対象を各国における現在及び今後の保健分野の支援との関連を踏まえ絞り込むこととし、レビュー対象は国内作業開始時に JICA 関係部・在外拠点と協議の上確定することとするが、現時点でレビュー候補となる案件及びその協力サイトをリストの中で示している。
 ただし、以下の国については実施済・実施中案件リストに掲載されていない（過去に JICA による支援実績のない）既存医療施設に対する支援を検討しており、本調査で詳細を確認する。協力サイト（候補）は以下のとおり。
 - ・ギニア：コナクリ市郊外
 - ・ガーナ：2022 年から開始予定の技術協力プロジェクトのプロジェクトサイト（アクラ市、アシャンティ州、ノーザン州、イースタン州）
 - ・マラウイ：リロングウェ市
- 4) 本調査は対象国の数が多いため、調査団を 2 チームに分け、主に施設案件を調査するチーム、主に機材案件を調査するチームにより分担して進めることを想定する。各対象国に対する支援が施設、機材のどちらを中心とした協力パッケージとなるかは第一次国内作業にて検討・協議する。²
- 5) 本調査で取りまとめる協力パッケージの一部（医療機材整備案件を中心に 5 か国・各 1 案件を想定）は迅速な案件形成を目指して現地調査を二度行い、精度

² プロポーザルは以下のとおり各チームが 11 か国ずつ分担する想定で作成すること。なお、より効率的な方法がある場合にはプロポーザルにて提案をすること。

月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
機材チーム	第一次国内	第一次現地・11か国				第二次国内					
	迅速な案件形成を目指す案件					第二次現地（機材）・5か国		第三次国内			
施設チーム	第一次国内					第二次国内	第二次現地（施設）・11か国				第三次国内

の高い情報収集・分析を行う。第一次国内作業及び第一次現地調査において迅速な案件形成を目指す案件の選定を行うこととするが、原則として既存の技術協力との連携が可能なものを対象とする。

- 6) 施設案件を検討する際には、既存施設の改修は医療サービスを継続しながらの工事となり工事事故や工期遅延のリスクが高いこと、施設の新設は予算・人員等を新たに確保する必要が生じることから、増設を優先的に検討する。
- 7) 本調査で検討する中核病院の機能高度化に含まれるものとしては、COVID-19 対応や将来の新興感染症流行に備えた感染症病棟・病室の設置、医療資機材の更新、遠隔医療の導入等を想定している。また、本調査を踏まえた今後の協力準備調査等においては「JICA 事業による病院建設に関わる指針」（配布資料）及び基礎研究報告書「開発途上国のレベルに応じた日本の病院施設・技術の適用」（公開資料）に記載されている日本の病院のコンセプト（ユニバーサルデザイン、動線計画等）や、以下のような COVID-19 感染対策及び院内感染防止にかかる設計上の工夫の適用可能性を検討することを想定する。
 - ・ 院内感染防止のための手洗い場の配置（病棟単位で使用を容易にする）や、手で蛇口に触れずに手を洗うことができる（赤外線による非接触式という方法のほか、レバー式で肘で開閉できる方式など低コスト方式含む）形式。
 - ・ 病院建物入り口前に簡易手洗い場（移動可能バケツ式手洗い装置又は手洗い用の固定の水場）の設置。
 - ・ 外来棟で混雑緩和のための患者待合と動線の工夫及び遠隔での患者呼び出し（外での順番待ちを可能とする方式）。
 - ・ 入院棟で患者の部屋の密を避けた家族待合スペースの検討。
 - ・ 資機材（汚染物、清潔物）搬入の動線を考慮。
- 8) JICA の保健医療協力における各対象国の位置づけは以下のとおり。協力パッケージの規模・内容はこの位置づけを念頭に検討すること。
 - ① 重点国：アフリカにおける保健医療協力の拠点となる国
ガーナ、ケニア、ザンビア、セネガル
 - ② 協力対象国：保健プログラムを柱として保健医療協力を継続的に行う国
アンゴラ、ウガンダ、エチオピア、コートジボワール、コンゴ民主共和国、スーダン、ナイジェリア、マラウイ、モザンビーク
 - ③ 広域カバー国：広域協力や研修事業を活用し保健医療協力を行う国
カメルーン、ギニア、ジブチ、ジンバブエ、ブルンジ、ベナン、マダガスカル、リベリア、ルワンダ
- 9) 関連する協力を踏まえた調査計画の策定及び必要に応じた見直し
 - ・ 現在 JICA アフリカ部では今後 5 年間のアフリカ地域での保健医療分野の広域協力を検討しており、本調査との関連が深いものとしては、院内感染予防を目的とした 5S-KAIZEN アプローチによる病院管理や、医療機材維持管理をテーマとした研修等が想定される。JICA アフリカ部を通じて広域協力の検討状況を随時共有するので、本調査における施設・機材整備事業との相乗効果が生まれるよう留意する。

- ・ 2020 年 11 月から 2021 年 4 月まで実施予定の「アフリカ地域保健システム情報収集・確認調査」（JICA 人間開発部主管）では、将来的に技術協力案件などの形成が想定されるモザンビーク、アンゴラ、ナイジェリアにおいて今後の協力方針立案のための基礎情報として保健システムに関する情報の取りまとめを行う予定である。本調査と対象国が一部重複するため、調査の進捗に応じ情報共有し効率的な調査を行うと共に、方針に齟齬のないよう留意する。
 - ・ 2020 年 9 月から 2021 年 3 月まで実施中の「アフリカ地域人獣共通感染症等の感染症対策に関する情報収集・確認調査」（JICA 人間開発部主管）では、アフリカ地域における感染症対策人材育成の現状と課題、協力ニーズ等を分析するため、アフリカ地域 11 か国（アンゴラ、エジプト、エスワティニ、ザンビア、ジンバブエ、ナミビア、ボツワナ、マラウイ、南アフリカ、モザンビーク、レソト）を対象にした国内調査を予定している。本調査と対象国が一部重複するため、調査の進捗に応じ情報共有し効率的な調査を行うと共に、方針に齟齬のないよう留意する。
 - ・ 2020 年 11 月から 2022 年 3 月まで実施予定の「アフリカ地域公共サービスのデジタル化にかかる情報収集・確認調査」（JICA アフリカ部主管）では、アフリカ 16 か国を対象に公共サービスのデジタル化に向けた人材、法制度、インフラ等を含む調査を予定しており、本調査での遠隔医療にかかる協力の検討の参考として JICA アフリカ部を通じて情報を共有する。なお対象国はケニア、ルワンダ、エチオピア、ウガンダ、モザンビーク、南アフリカ、コートジボワール、マダガスカル、ガーナ、ナイジェリア、カメルーン、ガボン、アンゴラ、マラウイ、モーリシャス、ザンビア。
- 10) 現時点では 2021 年 4 月以降の現地渡航を想定しているが、COVID-19 の影響で現地渡航時期が遅れる対象国がある場合は、発注者と協議の上、渡航時期に応じ一部業務の国内作業への振替やローカルコンサルタントを活用した遠隔調査等を検討する。

4. 調査の内容

【第一次国内作業】（2021 年 2 月上旬～3 月下旬）

(1) JICA の保健医療協力及び他ドナー等の支援のレビュー

以下の作業は文献調査、インターネット上での情報収集、及び関係者（JICA 在外拠点、JICA 人間開発部、JICA 資金協力業務部、保健医療分野専門家等）へのオンラインヒアリングを通じて行うことを想定。

- ・ 各国での JICA の保健医療協力の状況の確認
- ・ 各国での JICA 支援の過去案件、実施予定案件の洗い出し（無償、技協、有償）
- ・ 外務省が COVID-19 支援として実施した「経済社会開発計画」の支援実績の確認、役割分担及び相乗効果の検討
- ・ 他ドナー支援の有無、概要等の確認
- ・ 既存協力の成果拡大のための医療施設・機材・遠隔医療のニーズの確認

(2) 各国の保健医療分野の情報整理及び状況確認

以下の作業は主に文献調査、インターネット上での情報収集を通じて行うことを想定。

- ・ 保健医療分野の政策及び開発計画、保健医療施設に関する計画の確認

- ・各国の保健医療提供体制（一次、二次、三次、トップリファラルの区分、リファラルのフロー等）と施設数
- ・COVID-19 対応計画のレビュー
- ・医療施設・機材・遠隔医療に関する協力可能性の検討
- ・遠隔医療の協力可能性がある場合、関係する政策や法令等の確認

（３）各国における保健医療協力の方向性（中長期目標、協力シナリオ）のレビュー

- ・各国における COVID-19 感染拡大を踏まえた JICA 保健医療協力の中期的目標の再検討
- ・中期的目標を実現するための協力パッケージ（候補案件群）の概要の検討
候補案件で支援対象となる施設（＝現地調査の対象施設）は、「3. 留意事項」の（１）３）に記載のとおり実施中・実施済案件を中心にレビューを踏まえて絞り込む。
- ・各国及びアフリカ全体での JICA 保健医療協力における協力パッケージの位置づけの確認
- ・第一次現地調査の対象とする国の決定
第一次現地調査対象は医療機材整備を中心とする協力が想定される国とし、数は全体の半数（11 か国）と想定する。

（４）インセプションレポートの取りまとめ

- ・インセプションレポートの作成
インセプションレポートの項目は以下を想定する。インセプションレポートは対象国毎に分けず全対象国分を一つのレポートにまとめることとし、必要に応じ各項目の中で対象国毎に記述する。

<インセプションレポートの項目>

調査の背景・経緯、調査の目的、調査の方針、調査の内容と方法（作業項目、手法等）、作業計画（フローチャート、日程等）、要員計画、調査実施体制（現地の体制、国内支援体制、関係者への依頼事項

- ・現地調査の調査項目に沿った質問票（英語、フランス語、ポルトガル語）の作成
- ・JICA アフリカ部、人間開発部、資金協力業務部等への説明・協議
- ・インセプションレポートの最終化

【第一次現地調査】（2021年4月上旬～6月下旬）

機材案件を想定した国を中心に調査するチーム（以下「機材チーム」という。）が、以下の作業を調査対象国（11 か国想定）それぞれについて行う。渡航先は上記（３）で絞り込んだ調査対象国とする。

- （５）JICA 在外拠点への調査概要（調査の方針、調査の内容と方法、依頼事項等）の説明及び内容の協議

（６）保健省及び関係省庁に対するヒアリング

保健省関係部局（計画局、財務局、機材・施設局、人材局、保健総局、COVID-19 対策室等）及び関係省庁（財務省、COVID-19 対策の総合調整機関、建設他規制

官庁)等へのヒアリングを行う。なおヒアリング対象とする省庁及び関係部局は事前に各国 JICA 在外拠点と調整の上で確定する。

- ・調査概要(調査方針、調査計画、依頼事項等)の説明及び協議
- ・予算計画、人員計画、保健医療施設の整備計画について十分な確認を行う。予算及び人員配置の権限が地方政府にある場合は別途ヒアリングを行う。
- ・既存の COVID-19 対応計画・進捗や今後の対応策の確認
- ・COVID-19 感染拡大時の医療施設の受入体制、連携体制
- ・感染症対応医療機関の基準(感染症指定病院に関する基準、配置計画・実態)
- ・医療施設・機材・遠隔医療に関するニーズの確認
- ・他ドナー支援・協調体制の情報収集
- ・遠隔医療に関わる政策・制度・規制についての確認

(7) 対象施設の現況調査

- ・対象施設のレベルの確認(病院の場合一次・二次・三次等、検査・研究施設の場合バイオセーフティレベル(BSL))
- ・対象病院の機能の確認(診療科・病床数・救急・手術・ICU・検査、外来・研修/教育機能等)
- ・医療機材の現状及び維持管理体制の確認
- ・財務計画、人員配置計画の確認
- ・病院機能高度化のニーズ及び可能性の確認(医療機材の更新・新規医療機材の整備、遠隔医療等の新たな機能の導入等)
- ・院内感染予防対策の標準手順書の整備と徹底状況

(8) 関係医療機関、他ドナー等へのヒアリング

- ・WHO に対し、対象国の COVID-19 に関する全般的な状況、関連する他ドナー支援(遠隔医療への協力含む)・協調体制についてヒアリングを行う。
- ・保健医療分野で活動する他ドナーにヒアリングを行い、対象地域、対象医療施設、事業内容の役割分担またや連携について、また類似事業の教訓につき確認する。
- ・外務省による COVID-19 対策支援のための「経済社会開発計画」が実施されている場合は必要に応じ保健省及び日本大使館へのヒアリングや現況の確認を行い、本調査で形成する案件と重複が生じないように留意する。

(9) 協力パッケージ案の提案・協議

- ・協力パッケージ案の検討及び具体化(期待される成果、協力内容、金額規模、スキーム等)
- ・第二次現地調査の必要性が高い案件の絞込み(5か国・各1案件)
- ・JICA 在外拠点、保健省、大使館との協議

【第二次国内作業】(2021年7月上旬~下旬)

(10) 第一次現地調査の結果取りまとめ

- ・JICA 関係部(アフリカ部、人間開発部、資金協力業務部等)に対する現地調査報告会の実施

(11) 第一次現地調査のフォローアップ

- ・現地調査で収集した情報が不足している場合はオンラインヒアリング等を通じ追加的な情報収集を行う。

(12) 第二次現地調査の準備

- ・第一次現地調査を踏まえ、調査計画や調査項目等のブラッシュアップを行う。

【第二次現地調査（機材）】（2021年8月上旬～9月中旬）

(13) 機材チームが二度目の現地調査を行う対象国について、以下の内容の調査を行う。

- ・保健省に対する予算計画、人員配置計画、実施体制の再確認
- ・対象となる医療施設の予算計画、人員配置計画、実施体制、維持管理体制の再確認
- ・事業として実施する場合の機材等の仕様、概略数量の確認
- ・機材据付場所、電気・水等の基礎インフラ及び医療ガスの状況の確認
- ・消耗品・スペアパーツの入手方法の確認
- ・免税手続き等の先方負担事項の確認（免税手続きや輸入手続きの具体的な方法、倉庫保管料、機材設置のための先方負担工事を含む）
- ・現地の消耗品・スペアパーツの入手可能性及び維持管理体制を踏まえ、保守契約付帯の要否及び内容を検討する。
- ・維持管理体制やメンテナンス要員の技術レベルを踏まえ、ソフトコンポーネントの要否及び内容を検討する。
- ・概算事業費の積算
- ・協力案の保健省への説明、協議
- ・協力案のJICA在外拠点、日本大使館への説明、協議

【第二次現地調査（施設）】（2021年8月上旬～10月下旬）

(14) 施設案件を想定した国を中心に調査するチーム（以下「施設チーム」という。）が調査対象国（11か国想定）それぞれについて、第一次現地調査の(5)、(6)、(8)、と同様の調査を行う。(7)については以下の内容に読み替える。

- ・対象施設のレベルの確認（病院の場合一次・二次・三次等、検査・研究施設の場合バイオセーフティーレベル（BSL））
- ・現在の対象病院の機能の確認（診療科・病床数・救急・手術・ICU・検査、外来・研修/教育機能等）
- ・医療機材の現状及び維持管理体制の確認
- ・財務計画、人員配置計画の確認
- ・院内感染予防対策の標準手順書の整備と徹底状況
- ・病院機能高度化のニーズ及び可能性の確認（増設、医療機材の更新・新規医療機材の整備、遠隔医療等の新たな機能の導入等）
- ・対象病院既存施設概略（例：RC造3階建て・約2000㎡+RC造4階建て・約3000㎡、等）
- ・施設建設種別：新設、既存棟への増設、既存棟の改修（「3. 調査実施上の留意事項」の5）に記載のとおり、増設を優先的に検討する。）
- ・概略施設規模：延床面積及び階数

- ・ 想定サイトの現況：更地、既存建物あり（平屋建て1棟あり、取り壊し要）、等
- ・ 想定サイトの自然条件の概要：平坦地/傾斜地、河川・湖水・海洋等に近接、軟弱地、等
- ・ 想定サイトのその他環境状況：公道から/構内でのアクセス、施工上の制約の有無

【第三次国内作業】（2021年9月下旬～12月中旬）

（15）第二次現地調査の結果取りまとめ

- ・ JICA 関係部（アフリカ部、人間開発部、資金協力業務部等）に対する現地調査報告会の実施

（16）第二次現地調査のフォローアップ

- ・ 現地調査で収集した情報が不足している場合はオンラインヒアリング等を通じ追加的な情報収集を行う。

（17）協力パッケージの取りまとめ

- ・ 現地調査を踏まえ、上記（3）で検討した保健医療分野協力の方向性を再確認し、必要に応じて修正等加えた上で、同方向性と整合を持った協力パッケージ（候補案件の期待される成果、協力内容、金額規模、スキーム、優先度、実現可能性、全体スケジュール、実施におけるリスク及びその対応策等）を具体化する。
- ・ 各候補案件の各国及びアフリカでの JICA 協力における位置づけの確認

（18）ファイナルレポートの取りまとめ

- ・ 全対象国の調査結果を整理したドラフト・ファイナルレポートの作成
- ・ JICA 関係部（アフリカ部、人間開発部、資金協力業務部等）への説明・協議
- ・ オンライン会議を通じた JICA 在外拠点との協議
- ・ ファイナルレポートの最終化

5. 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品はファイナルレポートとし、成果品提出期限は2022年1月31日とする。また、以下に示す部数は当機構へ提出する部数であり、調査対象機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

（1）報告書

1）業務計画書（簡易製本）

記載事項：業務の実施方針、実施方法、作業工程、要員計画

提出部数：和文5部、電子データ

2）インセプションレポート（簡易製本）

記載事項：調査の背景・経緯、調査の目的、調査の方針、調査の内容と方法（作業項目、手法等）、作業計画（フローチャート、日程等）、要員計画、調査実施体制（現地の体制、国内支援体制、関係者への依頼事項）

提出部数：和文5部、電子データ

3）現地調査結果報告書

記載事項：各回の現地調査結果

- 提出部数：電子データのみ提出
- 4) ドラフト・ファイナルレポート（簡易製本）
記載事項：全調査対象国の調査・検討項目を網羅した調査報告のドラフト
提出部数：和文5部、電子データ

(2) 成果品

- 5) ファイナルレポート（製本）
記載事項：全調査対象国の調査・検討項目を網羅した調査報告の最終版
提出部数：和文25部、英文12部、仏文10部、葡文3部、CD-R（和文1枚、英文1枚、仏文1枚、葡文1枚）

ドラフト・ファイナルレポート及びファイナルレポートの巻頭には10ページ程度にまとめた要約を含めることとする。なお、関係者との円滑な協議の促進を目的として、必要に応じて適宜プレゼンテーション資料や概要版を作成すること。

別紙：ファイナルレポート目次案

ファイナルレポート目次案

注) 本目次案は発注段階での案であるため、最終的な項目は現地調査の結果及び JICA との協議に基づき確定するものとする。

<第一部>

1. 調査概要

- ・ 調査の背景と目的
- ・ 調査方法（実施方法、調査団の構成、調査工程等）

<第二部> ※調査対象国別に以下の項目を記述

1. ○○国の保健医療分野及び COVID-19 対応の状況

- ・ 保健医療分野の政策及び開発計画、保健医療施設に関する計画の内容と状況
- ・ 各国の保健医療提供体制（一次、二次、三次、トップリファラルの区分、リファラルのフロー等）と施設数
- ・ COVID-19 対応計画の内容と状況
- ・ COVID-19 感染拡大時の医療施設の受入体制、連携体制
- ・ 院内感染予防対策の標準手順書の整備と徹底状況
- ・ 感染症対応医療機関の基準（感染症指定病院に関する基準、配置計画・実態）
- ・ ドナー協調体制（リードドナー、COVID-19 発生後の対応）
- ・ 医療施設・機材・遠隔医療に関する協力可能性
- ・ 遠隔医療に関する関係する政策や法令等

2. ○○国における JICA の保健医療協力

- ・ 保健医療分野における JICA の協力方針
- ・ これまでの JICA の支援実績と成果（無償・技協・有償）

3. 調査結果を踏まえた○○国における JICA 保健医療協力の方向性

- ・ ○○国の保健医療分野における課題と協力ニーズ
- ・ COVID-19 感染拡大を受けた JICA 支援の中期的目標

4. 今後想定される協力パッケージの概要

- ・ ○○国における本協力パッケージの位置づけ
- ・ ○○国及びアフリカ全体での JICA 保健医療協力における本協力パッケージの位置づけ
- ・ 協力パッケージの内容

期待される成果、協力内容、金額規模、想定されるスキーム、対象病院または検査・研究施設における予算計画及び人員体制等に加え、以下の項目について記載。

<施設の増設・新設・改修の場合>

- ① 都市名：（○○市）
- ② 想定されるサイト名（病院名）：（○○病院）

- ③ 現在の対象病院のレベル：一次・二次・三次等、検査・研究施設の場合バイオセーフティーレベル（BSL）
- ④ 現在の対象病院の機能：診療科・病床数・救急・手術・ICU・検査、外来・研修/教育機能等
- ⑤ 対象病院既存施設概略：（例：RC造3階建て・約2000㎡+RC造4階建て・約3000㎡、等）
- ⑥ 施設建設種別：新設または既存棟への増築または既存棟の改修
- ⑦ 概略施設規模：延床面積及び階数
- ⑧ 想定建設工期：（〇〇ヶ月）
- ⑨ 想定サイトの現況：更地、既存建物あり（平屋建て1棟あり、取り壊し要）、等。
- ⑩ 想定サイトの自然条件の概要：平坦地/傾斜地、河川・湖水・海洋等に近接、軟弱地、等。
- ⑪ 想定サイトのその他環境状況：公道から/構内でのアクセス、施工上の制約の有無
- ⑫ 想定施工難易度と施工会社：本邦企業活用型、現地企業活用型
- ⑬ 技術協力との連携可能性

<医療機材調達の場合>

以下のうち、※印が付いている項目は現地調査を二度行う案件のみ対象とする。

- ① 医療機材名及び概略数量
- ② 先方の維持管理体制（予算・人員）
- ③ 医療機材の仕様 ※
- ④ 概算事業費 ※
- ⑤ 対象施設における機材据付場所
- ⑥ 電気・水等の基礎インフラ及び医療ガスの状況 ※
- ⑦ 消耗品・スペアパーツの入手方法 ※
- ⑧ 免税手続き等の先方負担事項（免税手続きや輸入手続きの具体的な方法、倉庫保管料、機材設置のための先方負担工事を含む） ※
- ⑨ 保守契約付帯の要否 ※
- ⑩ ソフトコンポーネントの要否及び内容 ※
- ⑪ 技術協力との連携可能性

別添：参考文献、面談録、収集資料一覧、現地調査結果報告等

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 評価対象とする類似業務：保健医療分野に係る各種業務

- 2) 業務実施上のバックアップ体制等
- 3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載に基づき作成いただきますが、一方で、コロナ禍の影響が長引き人の往来が困難な状況が継続する可能性もあると考えます。現地渡航が当初予定から延期になる場合を想定し、事前に実施できる国内業務や、現地への渡航の制約から遠隔に切り替えた場合に現地リソースを活用した業務実施方法等について提案があればプロポーザルに記載ください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外とします。

2) 業務実施の方法

- 1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

- 業務主任者／保健計画（2号）
- 建築計画（3号）
- 機材計画1（3号）

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／保健計画）】

- a) 類似業務経験の分野：保健システム強化に係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：サブサハラアフリカ／全途上国
- c) 語学能力：英語

【業務従事者（建築計画）】

- a) 類似業務経験の分野：医療施設・機材整備に係る BD（基本設計）、OD（概略設計）、DD（詳細設計）、SV（施工監理）
- b) 対象国又は同類似地域：サブサハラアフリカ／全途上国
- c) 語学能力：英語

【業務従事者（機材計画1）】

- a) 類似業務経験の分野：医療機材整備に係る BD（基本設計）、OD（概略設計）、DD（詳細設計）、SV（施工監理）
- b) 対象国又は同類似地域：サブサハラアフリカ／全途上国
- c) 語学能力：英語

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

- 1) 2021年2月上旬より業務を開始
- 2) 2021年2月下旬までにインセプションレポート（和文）を提出
- 3) 2021年4月上旬より現地調査を実施
- 4) 2021年12月下旬までにドラフト・ファイナル・レポート（和文）を提出
- 5) 2022年1月下旬までにファイナル・レポート（和文、英文、仏文、葡文）を提出

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 52.7 人月 (M/M) (うち現地人月 29.1 人月)

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者／保健計画（2号）
- ② 建築設計（3号）
- ③ 機材計画1（3号）
- ④ 機材計画2
- ⑤ 設備計画
- ⑥ 病院運営・保健人材1
- ⑦ 病院運営・保健人材2
- ⑧ 遠隔医療1
- ⑨ 遠隔医療2

3. 業務従事者の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注4) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

4. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

5. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、2020年4月版の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（QCBS方式対応版）」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation_qcbs.html)

(1) 第1章「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれ作成してください。

(2) 以下の費目については、見積書とは別に見積り金額を提示してください。

- 1) 旅費（その他：戦争特約保険料）
 - 2) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
 - 3) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (3) 以下の費目については、以下に示す定額を別見積りとして計上してください。定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。なお、以下に示す定額は、すべて消費税抜きの金額として提示しています。

1) 一般業務費（資料等作成費）

- 翻訳費（仏文⇒英文） 1, 500千円
- 翻訳費（葡文⇒英文） 500千円

2) 報告書作成費

- 翻訳費（和文⇒仏文） 500千円
- 翻訳費（和文⇒葡文） 500千円

3) 現地調査における通訳傭上費（仏語、葡語） 2, 850千円

4) 旅費（航空賃のみ、日当・宿泊料等は含まない）

- 第一次調査 : 対象11か国・延べ団員渡航回数8回 14, 000千円
- 第二次調査（機材） : 対象5か国・延べ団員渡航回数4回 7, 600千円
- 第二次調査（施設） : 対象11か国・延べ団員渡航回数10回 17, 500千円

- (4) 見積価格には、消費税及び地方消費税を計上してください。消費税率は10%です。ただし、電子入札システムに入力する金額は税抜きとしてください。（システムにて自動的に消費税10%を加算します。）

- (5) 業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

【その他留意事項】

- (1) 本件業務については、「紛争影響国・地域における報酬単価の加算」の対象としますので、月額報酬単価の上限額が加算されます。「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（QCBS方式対応版）」（2020年4月）の「表4：紛争影響国・地域における報酬単価（月額上限額）」を参照してください。

- (2) コートジボワール国内における宿泊については、安全管理対策上の理由から当機構が宿泊先を制限（指定）しているため、宿泊料については、一律15,500円／泊（税抜き）として計上してください。ただし、滞在日数が30日又は60日を超える場合の低減は適用するものとします。

なお、コートジボワール国内の宿泊先の制限（指定）が解除される等、状況の変化があった場合、継続契約（契約履行期間を分割して個別に契約書を締結する場合において、状況の変化後に新しく契約書を締結する場合）においては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（QCBS方式対応版）」に基づく宿泊料の積算を求めることとなります。

6. 配布資料／閲覧資料等

(1) 配布資料

- 調査対象国における過去の案件一覧（無償資金協力、有償資金協力、技術協力）
- 「JICA 事業による病院建設に関わる指針」（別添含む）

(2) 公開資料

- 「開発途上国のレベルに応じた日本の病院施設・技術の適用」
<https://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000034237>

別紙：プロポーザル評価表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針的的確性	16	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	6	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(26)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／保健計画</u>	(26)	(11)
ア) 類似業務の経験	10	4
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	4	2
エ) 業務主任者等としての経験	5	2
オ) その他学位、資格等	4	2
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇〇〇</u>	—	(11)
ア) 類似業務の経験	—	4
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	1
ウ) 語学力	—	2
エ) 業務主任者等としての経験	—	2
オ) その他学位、資格等	—	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	()	(4)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
イ) 業務管理体制	—	4
(2) 業務従事者の経験・能力：<u>建築設計</u>	(12)	
ア) 類似業務の経験	6	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1	
ウ) 語学力	2	
エ) その他学位、資格等	3	
(3) 業務従事者の経験・能力：<u>機材計画1</u>	(12)	
ア) 類似業務の経験	6	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1	
ウ) 語学力	2	
エ) その他学位、資格等	3	

第4章 契約書（案）

業務実施契約書（案）

- 1 業務名称 【案件名】
- 2 業務地 【国名（地域名）】
- 3 履行期間 2000年00月00日から
2000年00月00日まで
- 4 契約金額 円
(内 消費税及び地方消費税の合計額 円)

頭書業務の実施について、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名を記載（以下「受注者」という。）とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて次の条項によって契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（契約書の構成）

第1条 本契約は、本契約書本体の他、本契約の一部としての効力を持つ次に掲げる各文書により構成される。

- (1) 業務実施契約約款（以下「約款」という。）
- (2) 附属書Ⅰ「共通仕様書」
- (3) 附属書Ⅱ「特記仕様書」
- (4) 附属書Ⅲ「契約金額内訳書」

（監督職員等）

第2条 約款第6条に定める監督職員及び分任監督職員は以下の職位にあるものとする。

- (1) 監督職員 : アフリカ部計画・TICAD 推進課の課長
- (2) 分任監督職員 : なし

（契約約款の変更）

第3条 本契約においては、約款のうち、次に掲げる条項については、約款の規定によらず、次のとおり変更するものとする。

- (1) 第14条 契約金額の精算
第6項第1号を削除する。

（共通仕様書の変更）

第4条 本契約においては、附属書Ⅰ「共通仕様書」のうち、次に掲げる条項については、共通仕様書の規定によらず、次のとおり変更するものとする。

- (1) 第9条 業務関連ガイドライン

「（７）コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2020年4月）」を削除し、「（７）コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（QCBS対応新方式）（2020年4月）」を挿入する。

（２）第27条 航空賃の取扱い
本条を削除する。

【オプション1：部分払を設定する場合】

（部分払）

第〇条 約款第17条第1項に定める部分払の対象とする一部業務については、以下の各号のとおりとする。

<例>

- （１）第1回部分払：第〇次中間報告書の作成
（中間成果品：第〇次中間報告書）
- （２）第2回部分払：ドラフトファイナルレポートの作成
（中間成果品：ドラフトファイナルレポート）

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、各自1通を保持する。

20〇〇年〇〇月〇〇日

発注者

東京都千代田区二番町5番地25

独立行政法人国際協力機構

契約担当役

理事 植嶋 卓巳

受注者

業務実施契約約款

※ 機構ウェブサイト「調達情報」> 調達ガイドライン・様式 > 様式 業務実施契約

(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

にある「契約約款」に示す通りとします。

附属書 I 「共通仕様書」

※ 機構ウェブサイト「調達情報」> 調達ガイドライン・様式 > 様式 業務実施契約

(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

にある「附属書 I (共通仕様書)」に示す通りとします。